

平成二十二年四月二日受領
答弁第三一〇号

内閣衆質一七四第三一〇号

平成二十二年四月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出機密費の情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出機密費の情報公開に関する質問に対する答弁書

一及び二について

内閣官房報償費については、平成二十二年三月二十三日の参議院予算委員会における鳩山由紀夫内閣総理大臣の発言の趣旨にのっとり、できる限りの透明性の確保を図る方策について、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、本年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を持って執行し、その用途等を検証していく中で、検討することとしている。

三から七までについて

御指摘の「外務省報償費を官邸、内閣官房、他の日本の政府機関に交付した毎年の金額と配布年月日がわかるすべての行政文書。外務省報償費を官邸（内閣官房も含む）に『外交用務』として交付（支出）したことを記載した文書一切も含む」行政文書を、外務省は保有していない。いずれにせよ、先の答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号）一から三までについて述べたとおり、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。これ以上の詳細については、報償費という経費の性質上、お答えする

ことはできない。